

令和6年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・**延長**）

（復興庁）

項目名	特定復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の税額控除の特例措置の延長								
税目	所得税、法人税								
要望の内容	<p>(1) 現行制度の概要 令和6年3月31日までの間に、認定地方公共団体の指定を受けた個人事業者又は法人が、特定復興産業集積区域において被災者を雇用した場合には、指定を受けた日から5年の間、被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を税額控除できる。</p>								
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">指定日</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">R3. 4. 1~R6. 3. 31</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">控除率</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">10%</td> </tr> </table>			指定日	R3. 4. 1~R6. 3. 31		控除率	10%	
	指定日	R3. 4. 1~R6. 3. 31							
控除率	10%								
<p>※ 被災雇用者等に対する給与等支給額の一定割合を5年間税額控除。</p>									
内容	<p>(2) 要望の内容 本特例措置の適用期限（令和6年3月31日）を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>								
	<p>【関係条文】 ○東日本大震災復興特別区域法第38条 ○東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第10条の3、第17条の3</p>	<p>平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)</p>	<p>— 百万円 (— 百万円) (— 百万円)</p>						

新設・拡充又は延長を必要とする理由

(1) 政策目的

地震・津波被災地域では、第2期復興・創生期間において復興事業がその役割を全うすることを目指し、総仕上げの段階に入っている。著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、投資を促進し、雇用機会の確保を十分に図る必要がある。

(2) 施策の必要性

「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」や被災地方公共団体の要望等を踏まえ、著しい被害を受けた地域が第2期復興・創生期間においても、しっかりと産業復興に取り組めるよう、必要な措置を講ずる必要がある。

①人口の状況

岩手県、宮城県及び福島県における人口を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R5.4.1 人口推計/H22 国調人口：3県沿岸等88%、全国平均97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、女川町61%、南三陸町67%、大槌町68%、山元町70%、山田町73%等）

②事業活動の状況

企業の事業再開状況については、各県調査によれば、岩手県86%（R2.10）、宮城県80%（R3.3）、福島県85%（R5.6）となっており、中小機構仮施設設入居事業者等状況調査（R5.3）によれば、仮設入居事業者の今後に関して（回答事業者数82者）、本設移行し事業再開予定と回答した事業者が7者、再譲渡を受け事業継続と回答した事業者が14者いるという状況にある。

③雇用の状況

岩手県、宮城県及び福島県における従業者数を市町村別にみると、特に沿岸部は全国に比べ厳しい状況が続いており（R3 経済センサス/H22 工業統計：3県沿岸等86%、全国平均97%）、非常に厳しい状況にある市町村が存在するところ。（同比、松島町35%、女川町41%、田野畑村53%、大槌町54%、陸前高田市62%等）

④面整備の状況

事業を行うために必要となる産業用地の供給予定については、岩手県、宮城県及び福島県の沿岸部等で、令和6年度以降、約106.8haの供給予定（R5.5）となっている。

また、防潮堤等の海岸対策事業の完了割合は令和2年3月時点で約7割だったところ、令和4年9月末時点では96%と上昇しており、復興道路・復興支援道路が令和3年12月に全線開通するなど、公共インフラの復旧・復興は着実に進展している。

企業誘致においては、企業が進出の検討を始めてから操業開始までに2～3年程度を要することが一般的であり、公共インフラの復旧・復興を契機とした事業再開等は令和6年度以降も見込まれる。

こうした被災地における経済社会情勢を踏まえると、事業者が被災者に支払う給与等支給額に応じて法人税等の負担を軽減することにより、雇用機会の確保等を図り、被災者の生活基盤の回復を引き続き支援する必要がある。

このため、令和6年度以降も被災地域の雇用の状況等を勘案し、本特例措置を令和8年3月31日までの2年間の延長を要望する。

今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項	合 理 性	<p>政策体系における政策目的の位置付け</p> <p>■「『復興・創生期間』後における東日本大震災からの復興の基本方針」(抄)(令和元年12月20日閣議決定) Ⅱ.「復興・創生期間」後の基本方針 2.復興を支える仕組み (2)法制度 ①東日本大震災復興特別区域法 ・復興特区税制について、津波被害が甚大な地域には、人口や働く場等の減少が著しいにもかかわらず、区画整理事業等による基盤整備に時間を要し、企業立地等が進んでいない地域が残ると見込まれることから、著しい被害を受けた地域が引き続き、着実に産業復興に取り組めるよう、東日本大震災復興特別区域法を改正し、対象地域を重点化した上で、適用期限の延長等を行うことについて検討する。</p> <p>■「復興・創生期間」後における東日本大震災からの復興の基本方針の変更について(令和3年3月9日閣議決定)(抄) 1.復興の基本姿勢及び各分野における取組 (1)地震・津波被災地域 地震・津波被災地域においては、(中略)産業・生業の再生も順調に進展しているなど、復興の総仕上げの段階に入った。その一方で、(中略)今後も一定の支援が必要な事業がなお残ることから、一刻も早い復旧・復興事業の完了を目指し、きめ細かい取組を着実に進める。 (2)原子力災害被災地域 原子力災害被災地域においては、(中略)帰還困難区域を除く全ての地域で避難指示が解除されるなど、復興・再生が本格的に始まっている。帰還困難区域についても、(中略)段階的な避難指示の解除に向けた取組が進展している。</p> <p>■復興庁政策評価体系 政策「復興施策の推進」 施策「(1)復興支援に係る施策の推進」</p>										
		<p>政策の達成目標</p> <p>沿岸地域等(復興特区法に規定する特定復興産業集積区域の区域内。以下同じ。)における従業者数の増加</p>										
		<p>租税特別措置の適用又は延長期間</p> <p>2年間(令和6年4月1日から令和8年3月31日まで)</p>										
		<p>同上の期間中の達成目標</p> <p>政策の達成目標に同じ</p>										
有 効 性	有 効 性	<p>政策目標の達成状況</p> <p>被災3県の令和3年経済センサスにおける従業者数は350,417人であり、平成22年水準(369,483人)と比較し、約95%である。 また、沿岸地域等では97,221人であり、平成22年水準(113,180人)と比較し、約86%である。</p>										
		<table border="1"> <tr> <td></td> <td>法人</td> <td>個人</td> </tr> <tr> <td>令和6年度</td> <td>30件</td> <td>24件</td> </tr> <tr> <td>令和7年度</td> <td>15件</td> <td>11件</td> </tr> <tr> <td>2年計</td> <td>45件</td> <td>35件(合計80件)</td> </tr> </table> <p>要望の措置の適用見込み</p> <p>要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)</p> <p>本特例措置を延長することにより、沿岸地域等において、引き続き雇用に係る事業者の負担が軽減され、雇用機会の確保等に資することができる。</p>		法人	個人	令和6年度	30件	24件	令和7年度	15件	11件	2年計
	法人	個人										
令和6年度	30件	24件										
令和7年度	15件	11件										
2年計	45件	35件(合計80件)										

相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	他の復興特区税制に基づく措置（復興特区法第37条、第39条及び第40条）
	予算上の措置等の要求内容及び金額	—
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
	要望の措置の妥当性	本特例措置の延長は、復興推進のため地域に集積を目指す業種かつ被災者を雇用する場合に限定されており、政策目的達成手段として妥当である。
これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者等の指定件数 1,086 件（令和5年3月末現在） ・指定事業者等による被災者の雇用実績 178,814 人（令和5年3月末現在） ※復興特区税制の対象地域3県沿岸部合計
	租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
	租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置を通じて、被災者の雇用を促進し、被災地域における従業者数の増加等、雇用機会の確保等に資することができる。
	前回要望時の達成目標	沿岸地域等における従業者数の増加
	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	前回要望時の指定見込みを概ね達成している。 ○前回要望時の見込み（指定件数） 令和3年度 14 件 令和4年度 13 件 令和5年度 11 件 3年計 43 件 ○令和3年度、令和4年度の実績（同） 令和3年度 10 件 令和4年度 28 件

これまでの 要望経緯	平成23年度 創設 平成28年度 福島県以外の措置率を見直したうえ5年間延長 平成31年度 雇用等被害地域を含む市町村の区域内に限り、平成30年度までと同水準の措置率として2年間拡充 令和2年度 事項要望 令和3年度 対象地域を沿岸地域等（特定復興産業集積区域の区域内）に重点化の上、3年間延長
---------------	---